

(証券コード：9306)

平成28年6月7日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社
代表取締役社長 武藤正春

第137回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第137回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますか、3頁のご案内に従って当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）より、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社 本店7階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第137期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計
監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

4. その他の招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

[当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ]

1. 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-logistics.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表も含まれております。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-logistics.co.jp/>) に掲載させていただきます。

[株主総会にご来場いただく株主様へのご案内]

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。
3. 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使のご案内]

1. 議決権行使サイトについて (<http://www.evote.jp/>)
 - (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止いたします。)
 - (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
2. インターネットによる議決権行使方法について
 - (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
 - (2) 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
3. 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い
 - (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
5. インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
電話 0120-173-027
受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

[一般経済情勢と業界の動向]

当連結会計年度における日本経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策により、企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、国内経済は緩やかな回復基調となりました。輸出は、米国向けを中心に増加基調で推移し、設備投資も幅広い業種で維持・更新や新製品・省力化対応を中心に大幅に増加いたしました。また、個人消費は、雇用・所得環境が改善する中、一部に鈍さが窺われるものの緩やかに持ち直しつつあります。一方、中国を始めとする新興国や資源国の景気減速、日銀によるマイナス金利の導入等の影響もあり、経済環境は依然として不透明な状況が続いております。

物流業界の貨物取扱量は、国内貨物は、年前半が電気機械などを中心に取扱いが低調に推移いたしました。年後半は電気機械、化学工業品の取扱いが堅調に推移したものの、飲料などの荷動きが低調に推移いたしました。輸出貨物は、中国向けの完成自動車や鋼材などが減少したものの、中近東向けの完成自動車等が増加いたしました。一方、輸入貨物は、LNGや鉄鉱石などが減少し、さらに、衣類などの身の回り品、自動車部品なども減少いたしました。在庫量は、年前半高水準に推移したものの、年後半に入り減少傾向にありました。

[当社グループの業況]

このような事業環境のもと、企業理念である『「もの」づくり、人の「くらし」を支える総合物流企業』として、社会と人々の生活に役立つことを目指し、持続的成長を続けるため、営業力の強化と業務品質の向上を図るとともに、経営の効率化を推進し経費の節減に努めてまいりました。

国内物流事業におきましては、平成27年4月総合通信会社向け配送センターとして橋本営業所を開設、平成27年6月小牧営業所に危険品倉庫を新設、平成27年10月食品・消費財の配送センターとしてみよし営業所を開設、平成28年1月書類保管センターを増設と物流施設の拡充を行ってまいりました。また、昨年開設したコンビニエンスストア向け配送センターである豊田営業

所が通期にわたり業績に寄与しました。

年間を通じて化学薬品、食料工業品、化学工業品の取扱いが堅調に推移いたしました。一方、飲料の取扱いは年間を通じて低調に推移いたしました。在庫量は、年度後半に入り高水準で推移いたしました。

国際物流事業におきましては、平成27年7月酒類・消費財向けの配送センターを開始、平成27年12月タイに第二現地法人を設立。また、既存荷主への深耕営業により、輸出入貨物の取扱いに加え国内品の取扱いを開始、料金改定等行ってまいりました。

年間を通じて紙パルプ、食料工業品の取扱いが堅調に推移いたしました。一方、非鉄金属、化学薬品の取扱いは年間を通じて低調に推移いたしました。在庫量は、年度前半は高水準に推移いたしました。年度後半に入り漸減傾向にありました。また、国際複合輸送の取扱いは堅調に推移いたしました。港湾貨物の取扱いは年間を通じて低調に推移いたしました。

(単位：千トン)

取 扱 高 の 状 況		前 期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	当 期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	増 減
倉庫貨物取扱高	国内物流事業	1,749	1,832	82 (4.7%)
	国際物流事業	753	700	△53 (△7.1%)
倉庫貨物期中 平均月末残高	国内物流事業	89	89	0 (0.5%)
	国際物流事業	101	103	1 (1.8%)
港 湾 貨 物	総 取 扱 高	1,958	1,819	△138 (△7.1%)
陸上運送取扱高	国内物流事業	819	802	△17 (△2.1%)
	国際物流事業	1,190	1,157	△33 (△2.8%)

不動産事業におきましては、賃貸料金の改定、請負工事の受注など営業強化を努めてまいりました。一方、納屋橋東地区再開発事業の開始により、時間貸駐車場を閉鎖し減収となりました。

この結果、連結営業収益は248億3百万円（前期比7.3%増）となりました。連結経常利益は9億1千3百万円となり、前期に比べて3千9百万円（4.6%）の増益となりました。特別損益等を加減いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は6億3千1百万円となり、前期に比べて4千3百万円（7.4%）の増益となりました。

(単位：百万円)

部門別営業収益	前期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	当期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	増減
国内物流事業	13,028	14,712	1,683 (12.9%)
国際物流事業	9,719	9,749	30 (0.3%)
不動産事業	395	342	△53 (△13.4%)
合計	23,122	24,803	1,680 (7.3%)

合計は、部門間の取引を控除しております(当期△744千円 前期△20百万円)。

(2) 設備投資等の状況

当期中の設備投資額は11億1千3百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 書類保管センターの増設

所在地 名古屋市(中村区)

延床面積 約2,600㎡ 稼働開始 平成28年1月

② 物流センターの増設

所在地 愛知県小牧市

延床面積 約780㎡ 稼働開始 平成27年6月

(3) 資金調達の状況

設備投資に要する資金は、自己資金および金融機関等からの借入金により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

日本経済の先行きを展望してみますと、国際金融資本市場が不安定な動きを示す中、新興国経済の減速、資源価格の変動などの影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われま。

当社グループは、安定した経営基盤を構築し、持続的成長と企業価値の向上を図るため、成長戦略の柱として、①運送体制と流通拠点の強化による3PL物流(注)の推進、②海外拠点の拡充を含めたグローバルな業務の強化、③不動産賃貸料等の安定収入の拡大に取り組んでまいります。

また、人材の育成と経営資源の効率化を推進するとともに、更なる業務品質の向上を図る考えであります。

当社グループは、高品質のサービスを高能率、適正コストで提供する総合物流企業を目指し、企業理念のもと、社会から選ばれ続ける物流企業として、安全の確保と社会との共生を図りつつ、物流業務全般を受注し、業容の拡大と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 「3PL物流」とは、お客様に対して物流改革を提案し、包括して遂行することを言います。

(5) 財産および損益の状況の推移 (連結)

区 分	第 134 期 (平成24年4月～ 平成25年3月)	第 135 期 (平成25年4月～ 平成26年3月)	第 136 期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	第 137 期 (平成27年4月～ 平成28年3月)
営 業 収 益 (千円)	20,555,280	22,421,458	23,122,422	24,803,163
経 常 利 益 (千円)	522,846	793,759	874,146	913,930
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	413,101	602,760	588,417	631,893
1株当たり当期純利益 (円)	10.84	15.82	15.45	16.59
純 資 産 (千円)	16,074,713	16,169,876	16,951,699	16,870,059
総 資 産 (千円)	37,041,575	38,263,665	38,424,876	39,803,842

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中の平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東陽物流株式会社	百万円 450	% 100.0	港湾運送事業、貨物自動車運送事業

(7) 主要な事業内容

事業セグメント	事業の内容
国内物流事業	日本国内での貨物の取扱い（保管、荷役、運送、その他付随業務）を主な業務とする。
国際物流事業	外国との取引（輸出、輸入）で発生する貨物の取扱い（保管、荷役、運送、通関、国際複合輸送、その他付随業務）を主な業務とする。
不動産事業	所有する建物、土地等の賃貸を主な業務とする。

(8) 主要な営業所

当 社	本 社：名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号 国内営業本部：名古屋市（中村区） 国際営業本部：名古屋市（港区） 東京営業本部：東京都中央区
東陽物流株式会社	本 社：名古屋市（港区）

(注) 海外拠点

TOYO LOGISTICS AMERICA, INC.（アメリカ合衆国）
東誉（上海）国際貨運代理有限公司（中華人民共和国）
TOYO LOGISTICS(S) PTE. LTD.（シンガポール共和国）
TOYO LOGISTICS(THAILAND) CO., LTD.（タイ王国）
TOYO SOKO(THAILAND) CO., LTD.（タイ王国）
TOYO AIG LOGISTICS(MYANMAR) CO., LTD.（ミャンマー連邦共和国）

(9) 従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減数
643（557）	24名増加

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,362
株式会社みずほ銀行	2,123
株式会社日本政策投資銀行	1,374

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 39,324,953株（自己株式1,246,261株を含む）
 (2) 株 主 数 3,747名
 (3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
ダイセイ倉庫運輸株式会社	1,800	4.72
株式会社 中京銀行	1,432	3.76
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,270	3.33
伏見興産株式会社	1,174	3.08
第一生命保険株式会社	1,172	3.07
三井住友海上火災保険株式会社	1,103	2.89
株式会社 愛知銀行	1,045	2.74
中京テレビ放送株式会社	1,000	2.62
明治安田生命保険相互会社	976	2.56
イースタン・カーライナー株式会社	908	2.38

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
白石好孝	代表取締役会長	伏見興産株式会社 代表取締役
武藤正春	代表取締役社長	—
山岸博之	取締役（常務執行役員 管理本部長）	—
大橋宏道	取締役（上席執行役員 国際営業本部長）	—
伊木善秀	取締役（執行役員 東京営業本部長）	—
青山章	取締役（執行役員 国内営業本部長）	—
今井和光	取締役	東陽物流株式会社 代表取締役社長
長田博	社外取締役	—
森真悟	常勤監査役	—
近藤克麿	社外監査役	近藤克麿公認会計士事務所 所長
入谷正章	社外監査役	入谷法律事務所 所長

- (注) 1. 監査役森真悟および入谷正章の両氏は、平成27年6月25日開催の第136回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役長田博氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役近藤克麿および入谷正章の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役近藤克麿氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 平成27年6月25日開催の第136回定時株主総会終結の時をもって、監査役水野和仁および村橋泰志の両氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 平成28年4月1日付けにて次のとおり変更いたしました。

	変更後	変更前
大橋宏道	取締役 (上席執行役員 管理本部長付)	取締役 (上席執行役員 国際営業本部長)
伊木善秀	取締役 (執行役員 国際営業本部長)	取締役 (執行役員 東京営業本部長)

7. 平成28年3月31日現在の取締役兼務以外の執行役員の体制および担当は次のとおりであります。

執行役員	不動産部長	若山英二
執行役員	海運部長	黒田城児
執行役員	国際営業推進部長	日高公司
執行役員	経理部長	渡邊誠
執行役員	東京カスタマーサービス部長兼東京営業部長	山本昭人

(注) 平成28年4月1日付けにて次のとおり変更いたしました。

	変更後	変更前
山本昭人	執行役員 東京営業本部長	執行役員 東京カスタマーサービス部長兼東京営業部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 払 総 額	摘 要
取 締 役	7 名	83百万円	内、社外取締役 1名 2百万円
監 査 役	5 名	15百万円	内、社外監査役 3名 4百万円
合 計	12名	98百万円	—

- (注) 1. 取締役の支払総額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の人数には、平成27年6月25日開催の第136回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役水野和仁および村橋泰志の両氏を含めております。
- また、取締役今井和光氏は、東陽物流株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社における報酬はございませんので、人数および支払総額には含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 長田 博

ア. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会15回のうち全て出席し、当社の経営効率化と事業リスクの観点から審議事項につき、必要な発言を適宜行っております。

イ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

② 監査役 近藤克麿

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会15回のうち全て、監査役会16回のうち全て出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 監査役 入谷正章

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

監査役就任後、当事業年度に開催した取締役会12回のうち10回、監査役会12回のうち10回出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	25百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

(1) 会社の体制および方針

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。また、企業価値の向上とステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めるため、基本方針を定め、不断の見直しにより、継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めるものとします。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「東陽倉庫グループ倫理規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としています。当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し、社会的使命を果たします。
- (2) 業務執行にあたっては、取締役会及び各種会議体で、総合的に検討した上で意思決定を行います。また、これらの会議体への付議基準を定め、適切に付議します。
- (3) 当社の代表取締役社長の直属機関である内部統制委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めます。
- (4) 重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより、役職員の職務の執行の適合性を確保します。
- (5) 各組織の職務分掌及び職務権限を明確化するとともに、継続的な改善を図ります。
- (6) 内部通報制度を通じて、全役職員が法令、定款及び社内規程等を逸脱する行動について、早期に把握し、解決を図ります。
- (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係を持たないことを徹底します。また、反社会的勢力対策規程を定め、当社総務部を担当責任部署とし、組織的に対応する体制としています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、稟議規程、文書取扱規程に基づき、記録・保存・管理します。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制委員会において各機能におけるリスクの把握及び対応策の検討について審議し、当社の代表取締役社長に報告します。

- (2) 財務報告に係るリスクについては、内部統制管理規程に基づき、内部統制委員会を中心とした当社グループ体制を整えています。
- (3) 安全、品質、環境等のリスク及び法令順守については、内部統制委員会及び安全品質委員会において定期的に見直しを行い、対策を講じるよう管理します。
- (4) 大規模災害等の発生に備え、事業継続計画の策定及び見直し、各種マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて保険を付保します。
- (5) 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき、当社の代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める危機管理体制を整えることとしています。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を取っています。
- (2) 執行役員制度を採用し、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化しています。
- (3) 予算制度により資金を適切に管理し、職務権限規程等に基づいて業務及び予算の執行を行います。重要案件については、取締役会及び各種会議体に適切に付議します。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告体制

- (1) 「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、役職員一体となった順法意識の醸成を図っています。
- (2) 当社の役員が当社子会社の役員を兼任することにより、当社子会社の業務の適正性と適法性を確認します。
- (3) 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社子会社の財務及び事業活動を管理する部門を明確化し、多面的な管理を図ります。また、定期随時に情報交換を行います。
- (4) 当社は、当社子会社に対し監査室による定期的監査を実施し、その報告を受けると共に、定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題点の把握に努めます。
- (5) 当社が定める関係会社管理規程において、当社子会社の経営状況及び財務状況について定期的な報告を義務付けています。

(6) 当社子会社の代表取締役社長は、当社の取締役を兼務し、当社取締役会において、事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に報告をします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合の補助使用人に関する事項並びに補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 現在、補助使用人は配置していませんが、必要に応じて、補助使用人を置くこととします。補助使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

(2) 補助使用人は、他部署の使用人を兼務できず、監査役の指揮命令に従わなければならない。

7. 当社グループの取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務又は業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役に都度報告を行います。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び使用人に対して報告を求めることができます。

(2) 取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令違反等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、当社の監査役に報告を行います。

(3) 監査室及びコンプライアンス統括室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンスリスク、リスク管理等について、当社の監査役に報告を行います。

(4) 当社の監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底します。

8. 監査役の仕事の執行について生じる費用の処理に関する事項

(1) 当社は、監査役がその仕事の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の仕事の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- (2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

9. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役、監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしています。
- (2) 監査役は、必要に応じて、重要な社内会議に出席することができます。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法及び付随する基準等並びに会社法を順守し、財務報告に係る内部統制を構築しています。
- (2) 内部統制の整備・運用・評価は、社内規程に則り、内部統制委員会を中心として行っています。
- (3) 内部統制システムに不備が生じた場合は、速やかにその原因を追求し、改善を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 当事業年度における特記事項

- (1) 社是、企業理念、経営ビジョンの見直しを行いました。また、経営指標、経営戦略について再確認いたしました。
- (2) 平成27年5月に内部統制システムの整備に関する基本方針を改定し運用しております。

2. その他の運用状況

(1) 主な会議の開催状況について

取締役会は、15回開催（内15回、社外取締役が出席しました。）、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めてきました。

監査役会は16回、内部統制委員会は2回開催しました。

本部長会、執行役員会は、毎月開催し、業務執行全般について討議を行いました。

(2) コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス統括室を中心に、安全・品質委員会を通じて法令順守の徹底を図りました。また、内部通報制度の見直しを行い、法令違反・不正行為等の防止および早期発見に努めております。

(3) 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み

当社グループ会社の十分な管理を実施するため、グループ会社へ取締役および監査役の派遣、関係会社管理規程に基づきグループ各社の業務の適正の確保に努めております。また、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(4) 損失の危険の管理に対する取り組み

危機管理規程、事業継続計画に基づき、事業運営に大きな影響を与える可能性のあるリスクの見直し、リスクの対応策の進捗状況を確認しました。事業継続計画は、定期的に見直しを行いました。また、内部通報の宛先を監査役に変更いたしました。

(5) 監査役が監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役は、当社の取締役会、執行役員会、子会社の取締役会等重要な会議に出席して、職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から監査役の意見を述べて、職務執行者と監査役との意思疎通が図られております。

◎ 本事業報告は、次により記載いたしております。

1. 金額およびトン数は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。
2. 株式数は千株未満を、持株比率は表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,841,453	流 動 負 債	9,759,017
現金及び預金	1,609,245	支払手形及び営業未払金	4,221,876
受取手形及び営業未収入金	7,318,594	短期借入金	4,283,162
リース債権及びリース投資資産	103,342	未払法人税等	85,105
仕掛品	228	賞与引当金	234,678
原材料及び貯蔵品	79,586	その他	934,195
繰延税金資産	100,673	固 定 負 債	13,174,765
その他	648,648	長期借入金	8,207,800
貸倒引当金	△18,865	リース債務	1,085,714
固 定 資 産	29,962,388	繰延税金負債	429,950
有 形 固 定 資 産	20,805,896	役員退職慰労引当金	32,100
建物及び構築物	10,186,677	執行役員退職慰労引当金	9,950
機械装置及び運搬具	685,403	環境対策引当金	31,910
工具、器具及び備品	439,222	資産除去債務	118,763
土地	8,889,911	退職給付に係る負債	2,577,638
リース資産	53,851	その他	680,937
建設仮勘定	550,830	負 債 合 計	22,933,783
無 形 固 定 資 産	235,526	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	8,920,965	株 主 資 本	16,692,596
投資有価証券	5,982,506	資本金	3,412,524
長期貸付金	83,295	資本剰余金	2,178,906
リース債権及びリース投資資産	1,348,502	利益剰余金	11,393,853
差入保証金	763,919	自己株式	△292,688
繰延税金資産	500,543	その他の包括利益累計額	177,462
その他	246,198	その他有価証券評価差額金	622,110
貸倒引当金	△4,000	退職給付に係る調整累計額	△444,647
資 産 合 計	39,803,842	純 資 産 合 計	16,870,059
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,803,842

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	24,803,163
営 業 原 価	23,213,115
営 業 総 利 益	1,590,047
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	873,711
営 業 利 益	716,336
営 業 外 収 益	326,937
受 取 利 息	3,101
受 取 配 当 金	90,724
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	199,496
助 成 金 収 入	4,978
そ の 他	28,635
営 業 外 費 用	129,342
支 払 利 息	126,342
そ の 他	3,000
経 常 利 益	913,930
特 別 利 益	57,514
補 助 金 収 入	50,128
固 定 資 産 売 却 益	5,649
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,736
特 別 損 失	57,276
固 定 資 産 除 売 却 損	43,519
子 会 社 株 式 評 価 損	8,149
借 入 金 繰 上 返 済 精 算 金	5,607
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	914,168
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	251,583
法 人 税 等 調 整 額	30,691
当 期 純 利 益	631,893
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	631,893

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,412,524	2,178,906	11,009,502	△291,095	16,309,838
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△247,542		△247,542
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			631,893		631,893
自 己 株 式 の 取 得				△1,593	△1,593
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	384,351	△1,593	382,758
当 期 末 残 高	3,412,524	2,178,906	11,393,853	△292,688	16,692,596

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	816,258	△174,397	641,861	16,951,699
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△247,542
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				631,893
自 己 株 式 の 取 得				△1,593
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△194,148	△270,249	△464,398	△464,398
連結会計年度中の変動額合計	△194,148	△270,249	△464,398	△81,640
当 期 末 残 高	622,110	△444,647	177,462	16,870,059

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	8,735,592	流動負債	10,966,500
現金及び預金	1,085,932	営業未払金	4,848,720
受取手形	4,886	短期借入金	1,600,000
電子記録債権	141,896	一年以内返済長期借入金	3,783,162
営業未収入金	6,684,670	リース債務	139,626
リース債権及びリース投資資産	103,342	未払金	256,619
原材料及び貯蔵品	73,321	未払費用	49,933
前払費用	66,748	未払法人税等	43,894
繰延税金資産	52,832	前受金	85,699
立替金	371,382	預り金	44,584
未収入金	108,562	賞与引当金	94,154
その他の	60,617	その他の	20,106
貸倒引当金	△18,601	固定負債	11,452,070
固定資産	27,303,409	長期借入金	8,207,800
有形固定資産	19,460,117	リース債権	1,085,714
建物	9,265,583	繰延税金負債	586,953
構築物	230,836	退職給付引当金	898,127
機械及び装置	287,092	役員退職慰労引当金	32,100
車両及びその他の陸上運搬具	6,499	執行役員退職慰労引当金	6,000
工具、器具及び備品	420,529	環境対策引当金	31,910
土地	8,644,893	長期預り保証金	575,143
リース資産	53,851	資産除去債務	28,258
建設仮勘定	550,830	その他	63
無形固定資産	217,364	負債合計	22,418,571
ソフトウェア	111,083	(純資産の部)	
電話加入権	9,908	株主資本	13,021,078
諸施設利用権	19,169	資本金	3,412,524
リース資産	75,573	資本剰余金	2,178,906
ソフトウェア仮勘定	1,629	資本準備金	2,134,557
投資その他の資産	7,625,927	その他資本剰余金	44,348
投資有価証券	4,009,295	利益剰余金	7,722,335
関係会社株式	1,501,984	利益準備金	518,855
出資金	1,403	その他の利益剰余金	
関係会社出資金	62,980	別途積立金	2,453,500
リース債権及びリース投資資産	1,348,502	固定資産圧縮記帳積立金	1,968,138
長期貸付金	29,600	繰越利益剰余金	2,781,841
破産更生債権等	112	自己株式	△292,688
長期前払費用	25,842	評価・換算差額等	599,352
差入保証金	508,637	その他有価証券評価差額金	599,352
その他	141,568	純資産合計	13,620,431
貸倒引当金	△3,999	負債・純資産合計	36,039,002
資産合計	36,039,002		

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	19,217,002
営 業 原 価	18,002,590
営 業 総 利 益	1,214,412
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	708,623
営 業 利 益	505,788
営 業 外 収 益	585,180
受 取 利 息 及 び 配 当 金	572,489
そ の 他	12,691
営 業 外 費 用	133,350
支 払 利 息	130,329
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△85
そ の 他	3,105
経 常 利 益	957,619
特 別 利 益	52,120
補 助 金 収 入	50,128
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,736
固 定 資 産 売 却 益	255
特 別 損 失	48,882
固 定 資 産 除 売 却 損	40,732
子 会 社 株 式 評 価 損	8,149
税 引 前 当 期 純 利 益	960,857
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	176,339
法 人 税 等 調 整 額	△319
当 期 純 利 益	784,837

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計 合	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計			
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計		利 益 準 備 金	別 途 積 立 金						越 益 剰 余 金
							固 定 資 産 圧 縮 記 帳 積 立 金	操 業 利 剰 余 金	繰 上 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,412,524	2,134,557	44,348	2,178,906	518,855	2,453,500	1,991,953	2,220,731	7,185,040	△291,095	12,485,376		
事 業 年 度 中 の 変 動 額													
剰 余 金 の 配 当								△247,542	△247,542		△247,542		
当 期 純 利 益								784,837	784,837		784,837		
自 己 株 式 の 取 得										△1,593	△1,593		
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩							△68,372	68,372	-		-		
税 率 変 更 に 伴 う 固 定 資 産 圧 縮 記 帳 積 立 金 の 増 加							44,557	△44,557	-		-		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）													
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△23,814	561,109	537,295	△1,593	535,701		
当 期 末 残 高	3,412,524	2,134,557	44,348	2,178,906	518,855	2,453,500	1,968,138	2,781,841	7,722,335	△292,688	13,021,078		

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額	
当 期 首 残 高	808,675	13,294,051
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△247,542
当 期 純 利 益		784,837
自 己 株 式 の 取 得		△1,593
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-
税 率 変 更 に 伴 う 固 定 資 産 圧 縮 記 帳 積 立 金 の 増 加		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△209,322	△209,322
事業年度中の変動額合計	△209,322	326,379
当 期 末 残 高	599,352	13,620,431

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

東陽倉庫株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 北 尚 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東陽倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

東陽倉庫株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 北 尚 史 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

東陽倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役	森	真	悟	㊞	
社外監査役	近	藤	克	磨	㊞
社外監査役	入	谷	正	章	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、企業グループとしての連結経営業績および今後の諸策の展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき金6円50銭となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金3円 配当総額は114,236,076円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため社外取締役を1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	しら いし よし たか 白 石 好 孝 (昭和20年8月21日生)	昭和58年7月 当社入社 平成6年6月 当社取締役倉庫部長 平成12年6月 当社代表取締役常務取締役 平成14年6月 当社代表取締役専務取締役 平成16年6月 当社代表取締役副社長 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役会長（現任） 平成24年6月 大日本木材防腐株式会社社外監査役（現任） <重要な兼職の状況> 伏見興産株式会社代表取締役 [取締役候補者とした理由] 平成18年から平成24年まで社長、平成24年から会長として取締役会の議長を務め、当社における豊富な業務経験、グループ経営全般、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	株 27,441
2	む とう まさ はる 武 藤 正 春 (昭和27年3月19日生)	平成15年12月 当社入社 執行役員東京営業本部長 平成16年1月 当社常務執行役員東京営業本部長 平成16年6月 当社取締役常務執行役員東京営業本部長 平成18年4月 当社取締役常務執行役員国内物流本部長 平成21年6月 当社代表取締役常務執行役員国内営業本部長 平成22年4月 当社代表取締役常務執行役員国際営業本部長 平成24年6月 当社代表取締役社長（現任） [取締役候補者とした理由] 入社以来、東京営業本部長、国内営業本部長、国際営業本部長を経て、平成24年から社長を務めており、当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	株 114,739

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	やま ぎし ひろ ゆき 山 岸 博 之 (昭和23年12月5日生)	昭和47年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役経理部長 平成14年6月 当社執行役員経理部長 平成16年6月 当社上席執行役員経理部長 平成21年6月 当社上席執行役員管理本部長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 (現任) [取締役候補者とした理由] 入社以来、主に会計業務に従事し、経理部長を経て、現在常務執行役員管理本部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	株 57,788
4	い き よし ひで 伊 木 善 秀 (昭和39年8月12日生)	昭和62年4月 当社入社 平成22年6月 当社海運部長 平成23年10月 当社東京営業本部長 平成24年6月 当社執行役員東京営業本部長 平成26年6月 当社取締役執行役員東京営業本部長 平成28年4月 当社取締役執行役員国際営業本部長 (現任) [取締役候補者とした理由] 入社以来、主に国際物流事業に従事し、海運部長を経て、現在執行役員国際営業本部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	株 20,725
5	あお やま あきら 青 山 章 (昭和39年9月20日生)	昭和62年4月 当社入社 平成25年10月 当社国内物流部長 平成26年4月 当社国内営業本部長 平成26年6月 当社取締役執行役員国内営業本部長 (現任) [取締役候補者とした理由] 入社以来、主に国内物流事業に従事し、国内物流部長を経て、現在執行役員国内営業本部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	株 8,356

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※6	わた なべ まこと 渡 邊 誠 (昭和38年1月6日生)	昭和61年4月 当社入社 平成24年6月 当社経理部長 平成26年6月 当社執行役員経理部長（現任） [取締役候補者とした理由] 入社以来、主に会計業務に従事し、現在執行役員経理部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。	株 9,323
7	いま い かず みつ 今 井 和 光 (昭和25年9月17日生)	昭和48年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役海運部部長 平成14年6月 当社執行役員国内物流本部長 平成16年1月 当社常務執行役員国内物流本部長 平成16年6月 当社取締役常務執行役員 平成24年6月 東陽物流株式会社代表取締役社長（現任） 平成24年6月 当社取締役（現任） <重要な兼職の状況> 東陽物流株式会社代表取締役社長 [取締役候補者とした理由] 入社以来、主に国内物流事業および国際物流事業に従事し、国内営業本部長を経て、現在東陽物流株式会社社長を務めており、当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	株 82,029
8	おさ だ ひろし 長 田 博 (昭和23年3月11日生)	平成12年12月 川北電気工業株式会社常務取締役 平成13年12月 同社専務取締役 平成23年12月 同社顧問（現任） 平成26年6月 当社社外取締役（現任） [社外取締役候補者とした理由] 川北電気工業株式会社の常務取締役、専務取締役を務め、企業経営に携わった経験を生かして、実践的な視点から当社の経営全般に助言を頂くことで、経営体制の強化ができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。	株 1,000

<ご参考>

当社の「社外役員の独立性基準」

金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在および過去3事業年度における以下(1)～(7)の該当の有無を確認の上、独立性を判断します。

- (1) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者(※1)
- (2) 当社の定める基準を超える借入先(※2)の業務執行者
- (3) 当社の定める基準を超える取引先(※3)の業務執行者
- (4) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (5) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (6) 当社より、一定額を超える寄附(※4)を受けた団体に属する者
- (7) 当社の社外役員としての任期が12年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいいます。

※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の1%を超える借入先をいいます。

※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結営業収益(連結営業費用)の5%を超える取引先をいいます。

※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいいます。

なお、上記(1)～(7)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示いたします。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

若山英二氏は監査役森真悟氏の補欠監査役候補者、尾崎久雄氏は監査役近藤克麿および入谷正章の両氏の補欠監査役候補者であります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	若山英二 (昭和29年10月24日生)	昭和49年5月 当社入社 平成23年4月 当社情報システム部長 平成23年6月 当社執行役員情報システム部長 平成27年4月 当社執行役員不動産部長 (現任)	株 23,981
2	尾崎久雄 (昭和19年11月14日生)	平成16年8月 税理士登録 平成16年8月 尾崎久雄税理士事務所開設 (現任) <重要な兼職の状況> 尾崎久雄税理士事務所所長	株 1

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 尾崎久雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

尾崎久雄氏は、税理士として培われた企業税務・会計知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役としてお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、尾崎久雄氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 尾崎久雄氏は、当社の「社外役員の独立性基準」、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

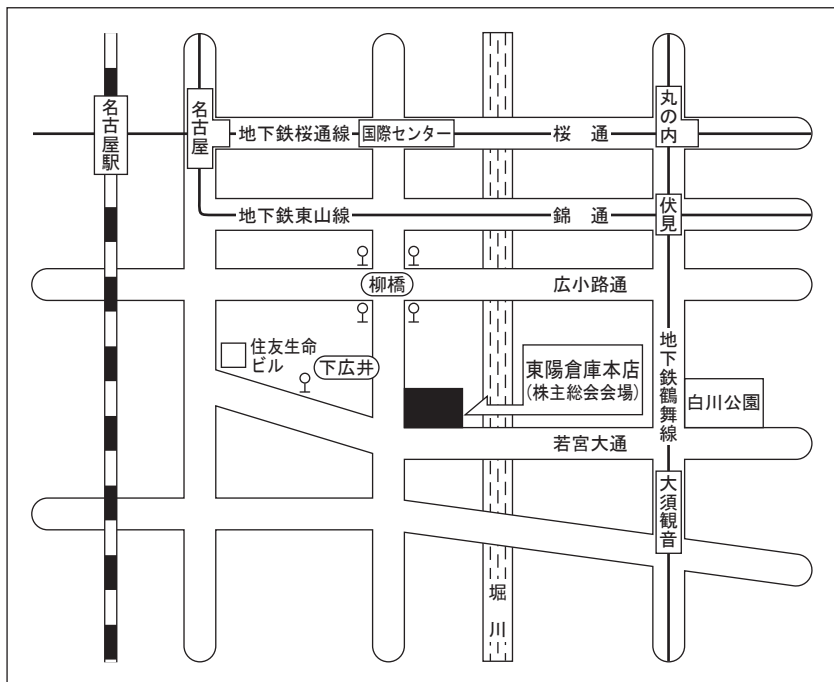
以上

株主総会会場ご案内図

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

東陽倉庫株式会社 本店7階会議室

電話 (052) 581-0251



◎ 会場の付近には駐車場が不足しておりますので、なるべく市バス、地下鉄などをご利用ください。

交通機関のご案内

- 地下鉄
 - 「大須観音駅」(鶴舞線) 下車徒歩約10分
 - 「伏見駅」(鶴舞線・東山線) 下車徒歩約15分
 - 「国際センター駅」(桜通線) 下車徒歩約15分
 - 「名古屋駅」(東山線・桜通線) 下車徒歩約20分
- 市バス
 - 「名古屋駅」→「柳橋」下車徒歩約10分
 - 「栄」→「柳橋」下車徒歩約10分
- 名鉄バス
 - 「名鉄バスセンター」→「下広井」下車徒歩約2分

